

決算審査特別委員会

日 時 令和7年9月12日（金）

9：00～14：51

場 所 議場

出席者 議長、副議長、議員7名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員

書 記 長崎局長、倉光書記

○岡本委員長 おはようございます。決算審査特別委員会を再開します。

本日は、委員各位からいただきました決算審査意見について審議いたしまして、委員会としての本会議に提出する決算審査意見を取りまとめたいと思います。意見についてたくさん出していただきまして、全部で21項目の御意見をいただきました。この21項目につきまして、まず、委員会の意見として取り上げるかどうかということを審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、それで順番にやっていきたいと思います。

まず、全般の①からです。読み上げます。主要施策の成果及び財産に関する調書における主な執行経費の内訳を審査するに当たり、需用費、役務費、委託費等の項目、執行費用とが、当初予算書の項目が削除や統合され対比ができない調書となっているのが散見される。できる限り予算書と調書の項目を対比しやすくされたいという御意見ですが、提出された方。

大西保委員。

○大西委員 私が提案したわけですが、常日頃、決算審査するに当たって、あくまで予算に対して実績がどうだったかと、削除やら、増加したとか、そういったことを審査するのが決算審査であります。それが、予算書に書いてある項目は5項目書いてあったのに、もう1項目に統一されてる。それについて中身見ていくとちょっとおかしいの出てくるということで、全てとは言いませんが、やはり大きな事業の達成度合い、成果と課題という、明確に書いていただいています。やはり大事なのは、予算書の項目が決算書で対比できる、大きな金額とか、小さなものもありますけども、見やすくすることも、やっぱり予算書と決算調書は分かりやすくされるように、ちょっと見ていただきたいという思いでしており

ます。

○岡本委員長 そうしましたら、この意見、ただいま御意見も含めてですけども、について議員間、各位の討議をお願いします。賛成、反対、何でも。

近藤仁志委員。

○近藤委員 大変この意見に賛同するものですが、自分も前の日から、前から予習するに当たってなかなか時間を要するという。提出されてから審査するまでに時間が限られているので、できたら、できる限りということを今提案された方がおっしゃっておられましたので、本当できる限り、なるべくならそういった形で、集中的に私たちも準備することができたらありがたいなという思いは強く持っております。

○岡本委員長 ほかにございませんか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私も、確かにそのとおりだなと思いますね。これを、調書を見たときに、やはり分かりやすい、確かにどこまでできるかっていうのはなかなかしにくいところもあると思いますが、見たときに、補正予算等々もありますし、やはり、できるだけ審査しやすい状況にしていきたいと思います。以上です。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 予算説明の資料と決算の資料ということなんですけれども、特に予算につきましては、いわゆる事業の積算根拠を明確に示して、その合計がこうですよということで、事業によっては非常に多くの項目があるわけです。それを全て決算にということになると、恐らく今の決算書あたりも1.5倍ぐらいのボリュームになるであろうし、事務の負担もかなりあるんじゃないかなと思います。加えて、中途であります補正予算とか、そういうものも含めていくと、かなりのボリュームになるのかなと。確かに、私たち議員にとっては、1行ずつ比較すればできたかできないかというのは分かりやすい、指摘がしやすい、チェックがしやすいということになるかとは思いますが、そこら辺りのやっぱり事務負担の関係と、その決算の意義というところも含めたところで、確かに、数字的なもの、これも一番重要なところかもしれませんが、やはりポイントは、事業の効果とか、そういうようなところのチェックになろうかなと思うんです。

書きぶりが軟らかい書きぶりであればいいんですけども、明確に予算と決算を対比して、項目を全て、費目を積算根拠となるものを対比して書けということになると、そのような

問題もあろうかと思います。そこら辺りが、ちょっと書きぶりがどうなのかなというところであります。軟らかい、全てを書けとなると、本当これ、厳しいことになろうかと思います。そこら辺りを、ちょっと書きぶりを考えて提出したらなと思います。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。

大西保委員。

○大西委員 大変貴重な意見を言っていただきました。私自身、一つの事例を挙げますと、予算書で委託料5件ぐらいあった。それが決算では1行で、等になっておって、やはりそれ、中身は、委託料、全然事業の内容が違うので、その中の大きなもの。だから、言うように、最低できる限りですんで、やはり課長も、それを聞くとなかなか答弁をできなかったんでね。やはり、課長ぐらいがこれとここなんだなという、できるような形をしとかなないと、ちょっと時間かかりましたね、そのときも。だから、全てとは言いません。全てになれば、先ほど言われました、全てのページが増えてしまいますけども、最低、大きな内容の7割、8割を項目ごとにされるように、ですから、できる限りという言葉をつけておりますんで、よろしくお願いします。

○岡本委員長 まだ……。 (発言する者あり) なかなか、いきなり難しい感じですね。どうしましょう。いろいろ書き方は、もちろん皆さんの御意見をいただきながら考えますけども。(発言する者あり) そうですね、とにかく、まずは採用するかどうかということなんで、まるっきり採用しないという意見は今のところないようですが、どうですかね。そしたら、この意見については、採用すると。ただし、書き方については検討するというところでよろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、この意見は採用ということで。

そうしましたら、次、全般の②番に行きます。適正な予算計上と執行について。後期高齢者医療特別会計歳入決算書において、繰越金が予算計上されていなかった。出納閉鎖後に繰越金が確定することは十分に予見できる事項であり、予算計上の不備があった。直近の議会において必ず補正を行い、予算の適正性を確保されたい。また、農林課の畜産振興対策事業においては、畜産共進会出品奨励金が交付されていなかった。計上した事業を執行しないことは、予算の信頼性を損なうものである。今後は、予算計上と執行の整合性を徹底することを強く求めるということですが、これは、提出された方、説明を、もしよろしければ。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 予算計上と執行についてということですが、特に、最初の段のほうにつきましては、大きな予算の中での繰越金が、前年度から当該年度、そのタイミングがずれることもあって計上されてなかったんだろーとは思いますが、結局、そこら辺りは、もう基本中の基本ではないかと思います。それがなされてなかったということは、やはり議会としては厳しいことを言わなければならないと思います。執行については、予算がなかったら、すぐ補正とかするんですけれども、歳入につきましては、予算がなかったても、調定して入金があれば、それは歳入としてなってくるということでありまして。やはり歳入歳出の金額というのは、しっかり押さえるべき、その数値というものは執行部が出してこなければならない。それを議会が議決するという基本的な事項であります。これは、ぜひ入れなければならないと思います。

下のほうの2つ目の段落のほうですが、こちらでも、まさに予算が執行されてなかったと。ましてや、議員が質問するまでそのことが担当課から説明がなかった。非常に、こういうのは心外な事案だと私は思います。ということで、全般という位置づけの中でこのようなことがあってはならないということで、全般の中に入れさせていただきました。個別の事業でこれを書きますと、やっぱり、たまたま、たまたまじゃないですが、今回指摘のあったものだけに限定されてしまうんで、全般の中で予算と執行の分、決算ですね、これにがさっと網をかけて指摘をしたいなという思いで書かせていただきました。以上です。

○岡本委員長 ただいまの御意見、それと、この文書の意見について御意見のある方。

大西保委員。

○大西委員 前半の、予算の適正を確保されたいはいいと思うんですが、ただ、農林課のやつは、先ほど、全体のところでしてはどうかということですが、具体的に農林課のほうにも出ておりますので、どうするかもあるので、この部分については、農林課の出されているところでもう一度話しして、そこで復活するか、全般のところにこれも入れるか、検討されたらどうでしょうか。ただ、この適正な予算計上の執行についての項目については上げる方向で、ただ、農林課の分については、全般のほうがいいという提案者でしたけども、それは検討すべきではないかと思うだけでございます。

○岡本委員長 ただいまのことも含めて、ここで取り上げるかどうかということも含めて、御意見をいただければと思います。

いいですか。それで、ちょっと私から見るとですけども、前半と後半で、やはりちょっ

と意見の趣旨が違うようにも思いますので、そんなことはないですかね。（発言する者あり）

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 結局、予算と決算セットの、要は数字の話なんですよ。だから、そこをしっかりとチェックしなさいよという意味なんですよ。ですから、もう基本中の基本のところなんですよ。予算と決算セット、予算の分もしゃんとせえと、決算もしゃんとせえと、執行ですよ、その話でございます。

特定の事業、ひょっとしたらですよ、農林課だけにやってしまうと、ほかの課もしっかりはやってると思うんですけども、要は、何ていうか、全般に書くと非常に重みがあるんじゃないのかなと。全体に対してですよ、そういう意味です。

○岡本委員長 櫃田洋一委員。（「委員長、押してる」と呼ぶ者あり）櫃田洋一委員。
（発言する者あり）

○櫃田委員 うそ、指名を受けましたんで。

この文言は、もう少しシンプルにさせていただくとして、この共進会のも、やっぱりここに全般として入れる、個々の分を、先ほど提案者発言ありましたけど、個々の分を言ったらいっぱい出てくる可能性もあるし、これは、ましてやこの共進会のは、毎年やっというものは、それは、ミスがしたり忘れることもありますけども、毎年ほぼやっているようなことがなかった。これはもう、明らかにちょっとダメージ大きいですよ。ですから、やっぱりこれは全般として、先ほど提案者から発言ありましたように、まとめてここで上げたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○岡本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 ちょっと順番。先ほどの委員が言われたように、ほとんど同じ意見でございますので、あれですけどね。例えば個別の事案で最後に同じことが出てきますけど、個別に上げるよりは、全般的なことでありますので、一例として1行ほど上げるということで私はよろしいかと思います。

○岡本委員長 大西保委員。

○大西委員 農林課という一つの事例で、今後はと書いてありますが、私は、これを残すべきというのは、予算計上と執行の整合性を徹底することを強く求める。私は、いろんな課題点出ましたいうときには、よく言うのは、水平展開と言うんですよ。あそこの課がこういう問題起きたら、そこの課だけじゃなしに、水平展開の各課にまたがるわけですね。あ

あ、あその課が間違っただけからうちはいいわじゃなしに。そうしないと、どことも、10課が10個間違っただけですよ。そういう意味で、水平展開という意味で広く、やはりここに書かれている、予算計上と執行性の整合を徹底する。私はこれ、次は、その事例として、前に農林課上げてる。これは全般に上げることもいいんですけど、やはり水平展開いう思いも、ちょっとその辺、また検討ですけど、この全般的な内容については、私は上げるべきということを思っております。

○岡本委員長 そうすると、御意見としては、ここの全般のところをこれを、全体を一つとして取り上げるということが主要なようですけれども、意見としては。それでよろしいですかね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

じゃあ、そういうふうにしましょう。

それで、ただ問題になってくるのは、今度、4ページ目の12番、農林課の、この御意見をどうするかということですが、これはまた後で……（発言する者あり）また、そのときにやりましょうか。分かりました。じゃあ、順番に行きます。

そうしましたら、次は3番目ですね、全般の。町職員の確保と配置について。住民参画まちづくり事業、民生一般管理事務、鳥獣被害対策事業、林業一般管理事務、認定こども園管理運営事務及び介護保険特別会計の訪問型サービス事業においては、いずれも職員数の不足が課題となっており、一部施策が十分に実施できない状況が生じている。特に訪問型サービス事業では、専門職員の確保が難しく、家庭訪問の実施や介護認定調査業務に遅延が発生しており、住民サービスの低下につながる深刻な課題となっている。限られた人員を効果的に配置する方策や専門人材の確保、育成の仕組みを早急に検討の上、対応を図りたいということです。

これは、もしよろしければ、提出した方の御説明を。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 続きまして、すみませんけども。書いてあるとおりでありまして、決算の附属資料のほうに、見ますと、この人員確保の問題っていうのが列記しておりますけども、ほかにひょっとしたらあるかもしれませんけども、非常に多くの事業において、人員確保ができずに問題となっておることが記載をされております。これはもう、特に、最後に追加聞き取りもしたんですけども、住民サービスと直接関係します介護サービスの関係、これは非常に深刻な問題じゃないかと私は思いました、話を伺いまして。そういうことにつきまして、これも全般ということで、やはり効果的な人員配置とか、なかなか今の

社会状況において職員の採用っていうのは厳しいというのは十分承知なんですけれども、やはりそこは、何とか執行部として知恵を出していただいて、職員の確保に向けて努力していただきたいという思いで書かせていただきました。以上です。

○岡本委員長 全般の③について、御意見ございませんか。採用するか否か、あるいは内容についてどうするか。

荒木博委員でしたね、どうぞ。

○荒木委員 もうちょっと早う、委員長。

○岡本委員長 失礼いたしました。どうぞ、荒木博委員。

○荒木委員 しばらく待ったで、もうちょっと早く気がついていただきたい。

これ、先ほどの意見伺いまして、大変重要なことだと思います。それで、この中の文章、重要なことだと思いますが、この中の文章で特定なことが、特に、最初から何行に次いで、この業種、この業務というふうに出ておりますけど、これだけではないんですよ。大体、全般的な関係で、全般的に職員の不足であったり、職員のいう事項が、配置とかありますので、この特定な内容を外して、人員不足であるということとか配置について検討をしていただきたいというふうに申し上げるほうがいいんじゃないかと思います。例えば、どうしてもというのがあれば、先ほどの前回の適正な分で農林課の一例を挙げたように、どうかサービス関係の一例を挙げるとかというふうなほうがよろしいかと思います。

○岡本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 先ほどおっしゃられましたけど、大変重要な項目、要するに、絶えず無線のほうでも流れていますけど、職員の募集をずっとされているという状況があります。職員不足というのは大変課題となっておりますが、その方策というのもやっておられるような気もするし、また、育成などもやっておられるような気がするわけなんですけど、これ、あえて上げる必要があるのかないのか。こういった形で、先ほど聞き取りの中でいろいろ聞いて指摘をしてきたわけなんですけど、実際今、その対策というのも私たち聞いてきたわけなんですけど、これ、このたび上げる必要があるのかないのか、自分はちょっと疑問に感じております。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。ありませんかね。

そしたら、じゃあ、今のところ、取り上げるべきという御意見と、取り上げないべき、取り上げなくてもよいという御意見と、提案者のほかに1件ずついただいたと思います。

そうしたら、では、採決しますかね。ほかに御意見がなければ。（発言する者あり）は

い。

そうしたら、この全般の③の御意見につきまして、取り上げるべきと考える方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 5名です。そうしましたら多数ですので、取り上げるということ。

そうしましたら、次に、全般の④でございます。会計年度任用職員と正職員の間には、休暇や手当の面で格差がある。また、会計年度任用職員は、給与が条例に定める上限額に達すると、それを超える昇給がない。制度を改善して格差を縮めるとともに、国に必要な財政措置を求められたいということで、これは私でございます、提案したのは。毎回申し上げてることなんですけれども、勤勉手当が支給されるようになってたりして、手当ですとか休暇の面は格差縮まってきてるんですけれども、それでも、根本的な問題として、会計年度任用職員、昇給が途中で止まってしまうという。しかも、かなり早い段階、四、五年の段階で止まってしまうというような問題がありまして、それでも実際には非常に専門的な難しいお仕事、大変なお仕事をされている会計年度の方がたくさんいらっしゃるという事実がありますので、ぜひ、その点はきちんと改善して、お仕事に応じた給料を払っていただきたいというのが、いつも申し上げている私の意見でございます。

これに対して、委員各位の御意見をお願いします。

荒金敏江委員。

○荒金委員 やはりこの問題は、人材不足ということにも関連してくることだと思いますので、本当に根本的な問題ではありますけれども、きちんと提起をしておくべきだと思います。

○岡本委員長 大西保委員。

○大西委員 もともと正職員は、国が決められた定数であるとか、その辺の範囲内でやらないと、地方自治体が、あそこはめちゃくちゃ多い、少ない。それと、任用職員のほとんどは、この事業に対して配置する、それで期間も。専門性ということでいくと、やはり正職員のほうが専門性であります。それをお助けするような内容が、一応、任用職員であり、それで、6年ほど前から会計任用職員の働き方ガイドブックというのが出て、中身を見ていくと、休暇のほうも、ちょっと言い方悪いですけど、民間よりも物すごく優遇されてる。それと、もう一つは、採用時のときに条件を必ず提示されるわけですが、給与は幾らで、休みは何日。ということになりますと、それに基づいて受験されて、合格されて任用職員

されてますので、その後になってからどんどんじゃないですけど、私が思うのは、やっぱり民間との比較も見ながら、特に、一つの事例を挙げますと、年休の付与なんですけれども、最初の月から出るわけですね。民間では、6か月たってから初めて有休の付与があるわけです。そういった優遇もあります。ですから、やはり限度もありますので、私は、これは上げなくてよいと思っております。

○岡本委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 これは、決算審査に対する意見ではなくて、システム、あるいは国へ必要な財政措置を求められたい、これは別の機会にやっていただきたいと思います。なので、決算審査の意見として上げるべきではないと思います。

○岡本委員長 ほかにございませんか。

じゃあ、一言だけ私から申し上げますと、まず、多分、正職員の数は定数条例で決まっております、それ、先般も条例の改正がございましたけれども、これは、自主的に自治体を変えることができます。

それと、民間とのお話がありましたけれども、あくまで私が申し上げているのは、正職員と会計年度任用職員の行政の間での格差があるというお話でして、民間は民間でまた別に、もちろん民間の条件も変えていかなきゃいけないんですけれども、それは、ちょっとここでは意見として上げることではないなと思いますので、あくまでも正職員の方と会計年度任用職員の方の格差を改善してほしいという、そういう意見でございますので、そこはお間違いなきようお願いいたします。

ほかに御意見ございませんか。（「採決」と呼ぶ者あり）

そしたら、両方の意見がありましたので、採決いたします。

全般の④番の意見について、取り上げるべきと考える方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 挙手1名で、少数でございますので、これは採用しないということにいたします。

次が、⑤番です。全てのケアワーカーについて一層の処遇改善を図られたい。そのために、国に必要な財政処置を求められたい。これも私でございます。これも、もう何度も申し上げてることなんですけれども、やっぱり、ケアワーカーですね、保育士の方、あるいは、今やっぱり一番問題になっているのは介護士の方だと思いますけれども。ですので、全般の③番のところですね、③番のところとも関連するんですけれども、やはり、採用を

きちんと、配置をきちんとするためには、それだけ条件を、それなりの条件を準備しなければいけないと。そのためにはお金も要りますので、国への要望も必要になってくるという、そういう意見です。

これにつきまして。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 これも先ほどと同じことでして、決算審査の意見ではなくて、提出者の個人的な、どうですかね、要望といいますか、国の必要な財政処置を求められたい、これはちょっと別の機会だと思いますので、決算審査の意見としては必要ないと考えます。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。

荒金敏江委員。

○荒金委員 それこそ、③にも書いてありましたけれども、ケアワーカーの処遇が低いということも含めて、人員不足によっていろんなサービスができないでいる状態があるということなので、一層の処遇の改善を図ってほしいということは決算上でも必要なことだと思いますので、私は、これは取り上げるべきだと思います。

○岡本委員長 ほかに御意見。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 既に取り上げることになりました③についてといろいろと比較をされますが、そういうことは全く違うということを申し上げたいと思います。いわゆる職員が足りないのは、もうちょっと採用とかいろんなところで工夫をしていただきたいということとかということですね。でも、先ほどの④、⑤につきましては、これは処遇の関係でございます。いわゆる条例に定めたもの、これに対しての意見というのは、全く私たちは、条例、採決して賛成をしてできたものであります。それを自ら否定するような話ってというのは全く論外だと思います。ですから、これは上げなくてよろしい、以上です。

○岡本委員長 一言私から申し上げますと、条例で決まっているものもありますが、介護のほうは日南福祉会の職員の方がおられるので、そちらは条例では決まっておりません。指定管理ですので、その部分の待遇についても、やはり町が、何ていうんですかね、関与するということは必要になってくるというふうに思います。

ほかに御意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そしたら、両方の意見がありますので、採決採りたいと思います。

全般的⑤の意見を取り上げるべきというふうに考える方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 1名です。そうしますと、これは採用しないということになりました。

続きまして、次のところに進んでいきます。1の地域づくり推進課の企画一般管理事務、1011、42ページです。ここからは、ずっと通し番号で番号がついております。

①、読み上げます。平成30年から既に8年が経過して、モンゴル・ゾーンモド市と文化交流や労働力の確保を目的に事業推進してきたが、課題で、外国人材活用の困難であるのか方向性を定めるとある。令和6年度は、病院、あかねの郷とも、モンゴル以外の国から介護人材活用の方向で推進している。したがって、モンゴルからの介護人材活用の可能性が低いので、やめることを含め早期に見極めされたい。

ごめんなさい、ちょっと読み方がたどたどしくて申し訳なかったですけども、これについて、意見を出した方の、まず説明を。

大西保委員。

○大西委員 私は、ここ、令和5年から大きく変わったと思うんですね。町長、議長、それから議員さん2人が行かれて新たな動きが出たなということで、その年の5年の3月議会において、モンゴルから6年度中に募集をかけるという話が町長の口から出ました。実際は、6年度は全くない。現在のことを言ったらいけませんけど、全くされてない。それよりも、後発の病院は、2名のミャンマー、そして今、フィリピンから4名ということも決まってる。そして、あかねについてはミャンマーから、これから15名程度が来られるということで、全くモンゴルの言葉もないような形ですので、あえて私は、やめとは言いません、やめる方向を見極めるという言葉を使っております。そうでないと、本当に事業をですね、何か聞いてると、町長は、ボールは投げてるんだと言われましたけど、ボールは前から、もう8年前から投げとるわけですよ。今年投げたわけじゃございません。打てば響くじゃないですけども。やはりその辺を見極めないと、いろんなところに波及します。もっと集中、特化したほかの事業を推進していただきたい思いありますので、やはり早期に見極める必要があるんじゃないかということをしております。以上です。

○岡本委員長 この御意見について、ほかには。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私も、ここに書いてあること、そのとおりだと思います。ただ、先ほど提案者言われたこと、そのとおりだなというふうに感じるんですが、ただ、確かに、モンゴルからの介護人材というのは恐らくないと、同じく考えます。ただ、その後の文化交流等々

に関しては、町長が今後考えていけばいいことだと思いますし、来年度どうされるかも含めて。なので、あえて審査意見にまでは上げなくてもよいかなと考えます。

○岡本委員長 ほかにございませんか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 大変、私も、モンゴル・ゾーンモド市との交流を今疑問を感じとるわけなんです、これが、この書いてありますとおり、本当は目的が、労働力の確保を目的としても、それも視野に入れた事業推進をやっていくという、当初の、冒頭からの計画でありました。それが、途中なかなかそれができないので、後づけで文化交流に限って交流を続けていってこうというような、たしか流れになったような、自分の雰囲気では感じております。そういった意味において、この労働力の確保という目的というのが、要するに、日南町は、シアトルとの子供同士の交流もやっているわけなんです、これがモンゴル・ゾーンモド市との文化交流であるなら、続けていく意義をまた新たに見つけて進めることは可能だと思いますが、この労働力の確保というのは、本当、恐らく頓挫していると思います。そういった意味において、その内容の精査、続ける内容の精査を求めるべきではないかという気がしておりますが。

○岡本委員長 大西保委員。

○大西委員 今、委員から、内容の精査ということ、私もそうだと思います。私とちょっと若干違うんですけども、一番最初に行った8年前に協定書を作りました、協定書、向こうの市長さんと当時の町長さん。それ、やはり文化交流から始めようと。その手段として、まず文化交流。目的は介護人材がということが主体だったわけですね。ですから、その翌年には、ちょうど委員も、経済の委員長さん、総務の委員長さんも、モンゴルから市長さん来られたときに、あかねの郷やら農業のところとか、ずっとされ、これ、あくまで何かといったら、日南町にお越しく下さいと、そして、こういった働き方がありますよということで何回も何回も話した経過があるわけですよ。目的と手段も、目的は、介護人材の確保が目的で、手段は、そういった文化交流からだったんで、今からいくと、介護人材というのは本当にもう諦めざるを得ないと、これをずっといくよりも。今続けている文化交流についてはそのまま継続してやりゃあいいんじゃないかなと思っておりますんで、皆さんのまた御意見をいただいて、できる限り。今回やらないと、もう町長に対しても私も言いづらいですよ、もう、モンゴルの介護人材はどうなったか、どうなったかと、いつも、毎回、皆さんも聞いておられると思うんですね。町長も苦しいと思うんですよ。そういっ

た意味で、やはりここははじめをつけて、方向性を見極める時期かなということで提案したいと思います。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。

そうすると、そうですね、両方御意見があったと思うので、採決したいと思います。

（発言する者あり）えっ。（「僕は上げる必要ないと思う」と呼ぶ者あり）うん、そう。上げる必要はないという……（「そのとおりなんだけど、上げるまでは必要ないと思う」と呼ぶ者あり）はい、御意見があったので、採決を採りますので。

この地域づくり推進課の①の御意見ですが、取り上げるべきと考える方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 そうしましたら、挙手5人で多数ですので、採用いたします。

次に、②に移ります。買物環境確保対策事業（食品アクセス）緊急支援事業は、町民の買物実態を調査し、その結果を分析の上、買物環境改善計画を策定するものであるが、既に町内において実施されている移動販売や商品配送サービス等の取組との関連を十分に踏まえ、実効性の高い計画とすべきである。したがって、本事業の計画策定に当たっては、これらの実態を怠ることなく把握し、計画に的確に反映すべきである。

もしよろしければ、提案された方の御意見を。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 私のほうから出させていただいたんですが、決算審査の追加聞き取りで、この事業についてかなりのページの、何ですかいね、報告書ですね、出させていただいて見させていただいたんですが、その中には、今の日南町の現状というのが書いてありますように、移動販売であったりとか、そういうような、既に稼働している買物の仕組みがございますけど、その辺が全くなかったということでありましたが、この後、この意見を出してちょっと思ったんですけども、6年度事業では、そこのアンケートを取って、データ分析して、冊子を作るというところまでが事業でありました。その先は、7年度以降に担当課が買物の改善の計画をつくるということでありましたので、ちょっとそこを見極めたいと思いますので、提出はしましたけれども、取り下げます。

○岡本委員長 はい、分かりました。じゃあ、提出された御本人から取下げということでしたが、よろしいでしょうか、取下げということで。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、②番は取下げということにいたします。

そうしましたら、次が③ですけど、青年結婚・UIターン促進事業、1030、47ページ。③、県のふるさとでの新しいライフステージ補助金、補助率2分の1に基づく補助事業であるにちなん新生活応援奨励金は、年齢制限や妊娠中などの条件があり、非常に利用しにくいばかりでなく、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれがある。事業を中止し、県の補助金を町の移住定住対策に自由に用いることができるよう、県へ申し入れられたい。

私の出した意見でございます。これも毎回申し上げておりますけれども、この事業をやっとる町村自体が少ないですし、6年度も1件だけです、支給があったのは。これで何か効果が上がってるということはほぼないと思われまして、こういった、どうい方は来てくださいよ、あるいは、例えば、年配の方だったらそうでもないですよというようなことを誤解されるようなおそれのある補助金というのは、もう早めに中止したほうがいいと、それも、県に対しても、これに限らず町の事業もいろいろあるわけですから、そういった事業に自由にお金を使わせてもらうようにしてもらいたいと思いますので、そういう意見ですが、これに対して御意見ございますか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 毎年同じことを申し上げるかもしれませんが、もう基本的に、この事業というのは、実績もあったということで、全ての補助事業については、その目的を達成をするためにいろんな制限をかけたりとか、そういうようなことは当たり前のことであります。それを、県がつくったものをうまく町も利用して、6年度は実績があったということであれば、実績があったと。何ら問題ないと思いますので、この意見は上げる必要がないと思います。以上です。

○岡本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 消したけど。

○岡本委員長 消した、ああ、失礼。じゃあ、意見。

○荒木委員 同じ意見でありましたので今ボタンを消しましたけど、やはり、目的に沿った条件というのは当然あってしかるべきであって、ここで出てるのは、当然年齢制限ということです。その目的というのが、やはり、若い方に来ていただいて人口を増やしていこうというのが基本的な目的でありますので、当然あってしかるべきだというふうに考えております。

○岡本委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 年齢制限と妊娠ということがありますけれども、子供をつくる、つくらないってというのは、それぞれの人の考えのはずですし、子供をつくって日南町の人口を増やそうっていう人を求めるってというのは、今のジェンダー平等の考え方からしてもおかしいと思いますので、私は、これは取り上げるべきだと思います。（「じゃあ、採決」と呼ぶ者あり）

○岡本委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、両方の御意見がありますので、採決を採りたいと思います。

この③番の意見を取り上げるべきと考える方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 挙手1名でございますので、取り上げないということになってしまいました。

次に行きます。④番、タウンズネット管理運営事務、1343、49ページです。④、日南テレビでつながるアプリ実証実験、実証実験世帯数が63件と少ない。高齢者の利用は難しいと言われている。テレビではなく、学校で不要になったタブレットの活用も検討するとの意向が示されたが、高齢者にはますますハードルが高くなる。被験世帯が進まないことが実証実験の結果と捉え、この事業は廃止されたい。

よろしければ、意見を出された方の説明を。

荒金敏江委員。

○荒金委員 以前から、度々かな、意見を言ってますけれども、ほかの、例えばネットとかホームページとか、そういうところで得られる情報ですので、それを、高齢者にとって使いにくい、どうなのか、事業っていうのをあえてする必要は私はないと思います。今は実証実験の段階ですけれども、実際に運用していくとなるとそれなりのお金がかかってくるわけですので、今、この実証実験の段階でこれは諦めたほうがいいと。担当者は頑張っていて、気の毒ではありますが、でも、やはりこの事業は、私は必要ではないと思いますので、取り上げてほしいと思います。

○岡本委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私も、この事業っていうのは、私、実証実験参加してるんですけども、確かにこれは使いにくくて、難しいかなと思うんです。ただ、今実験中であり、もう少し様子を見て、最後に、本当に担当者が気づいて、やっぱりこの事業、このシステムは必要ないんだなというふうに、結果を見て担当者が気づくことも必要だと思うんですね。もしそ

うであれば、私は、現在やっぱり使いにくいと思いますので、確かに不必要かなと思いますけども、ただ、ここの審査意見にまで上げる必要はないと考えます。

○岡本委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 私も、これは上げる必要がないと思います。といいますのが、実証実験という流れの中において、6年度も報告にあったとおりのこともやってますし、7年度につきましても、既に予算も議決して、その事業の推進ということを認めておる中において、7年度中に実証実験の結果を出して、それを本当に導入するかどうかという時点であります。ですから、このタイミングで、6年度決算においてこの事業はやめるということを逆に議会としても言えないし、執行部も7年度末にはもう結果を出すと言っておりますので、意見として上げなくていいと私は思います。特に7年度の中で、いろいろと新たな取組とか、アプリを開発したりとか、タブレットの話もあったりもしたんでね、そこら辺も含めて、最終的には、議会として見極めればいいのかと思います。以上です。

○岡本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 これは、令和6年度の決算であります。それで、今現在、実証実験中の結果が出ておりませんし、アンケートもしてるようでありますので、結果を見てから意見としてまた上げるべきだというふうに思いますので、今回は上げないというふうに私も思います。

○岡本委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

私から一言申し上げますけども、実証実験の途中であるということもありますが、ただ、7年度予算で終わろうとしてるから意見を言わないっていうのは、7年度予算を認めるから意見を言わないっていうのは、ちょっと私は違うと思って、8年度予算に向けて、この決算できちんと意見を言うっておくということも必要だと思いますので、そういう観点からも考えていただきたいと思います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いや、そのことを言ったら、6年度決算認定というところの根本的な話で将来のことを全部言いますと、全ての事業に対してそれが言えます。取り留めなくいろんな意見が出てきてると思います。根本的な決算審査の考え方っていうのは、いけません、それでは、と私は思います。すみません、ちょっと直接的な内容じゃないんですけども、申し上げます。

○岡本委員長 私もただ、あくまでも、決算の結果を見て次の予算を決めなければいけま

せんで、反映させなければいけませんので、それはどの項目に限らず、意見があれば、反映させるべき意見があれば言ったほうがいいと思いますし、というのが私の意見です、あくまでもね。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 委員長、提出案件でないものに対して、委員長がある程度誘導することが正しいでしょうか。委員長が提出されたものに関しては意見を述べることは可能ではありますが、ほかの提出者が提出された意見に対して、委員長がそこから意見を誘導することは可能なのでしょうか。

○岡本委員長 可能ですけど。可能ですけど、はい。その点については、多分、規則にも……（発言する者あり）ちょっと待って、私が発言中ですので。後で、後で指名します。規則にも、特に委員長がその意見について何かコメントしちゃいけないというような会議規則はないというふうに記憶しておりますので、その点は、委員長の権限で発言をするかしないかというのは決められるというふうに私は捉えておりますので、もし、もし何か、反対の強い根拠があればお示しいただきたいと思います。（「端的にお願いします」と呼ぶ者あり）

近藤仁志委員。

○近藤委員 これ、今、先ほど皆さんおっしゃっていましたが、実証実験中であります、仮に、この事業を廃止するしないという判断は、こういった場でなしに、委員会とか議会の中でもう一度もんでから結論を出すべきものであって、今、この場で結論を出すべきものではないと思います。（「いいですね」と呼ぶ者あり）

○岡本委員長 そうしましたら、両方の御意見があったと思いますので、採用するかどうか採決を採りたいと思います。

この④の意見、採用すべきと考える方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 1名です。採用しないということになりました。

次に、次のページになりまして、2番の住民課のところ。国民健康保険特別会計、⑤、国の施策で、国保税の子供の均等割を未就学児のみ半額免除しているが、町独自に18歳以下への子供全員に対して均等割を全額免除されたいと。

これについても、これ、私ですけれども、毎回申し上げていることですが、もう書いてるままなんです、お子さんが、全く所得もない方に対して税金がかかるというシ

システムで、本当に生まれたばかりの赤ちゃんにも……。あつ、ごめんなさい、失礼いたしました。私ではなかったです、ごめんなさい。

これを提出された方の説明を。

荒金敏江委員。大変失礼いたしました。大変失礼いたしました、すみません。

○荒金委員 私が提出しましたが、毎年言われていることではありますけれども、子供の均等割を、未就学児だけが今半額免除をしておりますけれども、18歳以下の子供に対しても免除ということで、町独自ですべきだと思いますので、この意見を出しました。

○岡本委員長 これに対して御意見を。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これあたりは、もう完全に国保税条例で定めたものであります。何らこういうところに上げる必要はありません。以上です。

○岡本委員長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

そしたら、両方の御意見ございますので、採決採りたいと思います。

この⑤の意見、取り上げるべきと考える方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 1名です。採用しないということになりました。

次に、⑥、後期高齢者医療特別会計。令和6年度保険料均等割は4,702円の値上げ、所得割率も1.54%引き上げられた。物価高騰と年金の実質目減りの影響で生活が厳しい中、値上げすべきではなかった。また、後期高齢者だけが被保険者であるリスク分散をしづらい保険制度を改めるよう国へ申入れられたい。

これを提出された方の、よろしければ説明を。

荒金敏江委員。

○荒金委員 後期高齢者医療の事業報告の4ページに、5年度の保険料の額と6年度の保険料の額が記されています。均等割については、5年度に比べて4,702円の値上げとなっていますし、所得割の率も上がっています。というので、高齢者にとっては、非常に重いついていうんですかね、厳しい内容ですので、値上げすべきでなかったっていう、ちょっと言葉は不適切だったかなっていうふうには思いますけれども、この制度について国のほうに申し入れる、あるいは、町独自で何か対策を考えるっていうことも必要だと思いますので、この意見を出しました。

○岡本委員長 これについて意見ある方お願いします。

大西保委員。

○大西委員 これは、もう上げる必要はないと思います。国の制度で決められています。

もう一つは、やはり、高齢者の方、大変申し訳ないんですけど、ただし、所得によって必ず負担割は決まっております。高所得の場合は高所得いう形で、やはりリスク分散されてます。これは、あくまで国の制度でございますので、上げる必要はないと思います。

○岡本委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ごめんなさい、同じことだけんいいです。

○岡本委員長 よろしいですか、はい。

そうしましたら、ほかに御意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そしたら、両方の御意見ございますので、採決を採りたいと思います。

この⑥番の意見、取り上げるべきと考える委員の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 挙手お一人ですので、取り上げないということになりました。

次に、3番の環境エネルギー課。⑦番の新エネルギー推進事業、1409、68ページ。

⑦、町内に電気自動車充電設備を6基設置しているが、道の駅の1基及び役場の1基を除き、その他の4基については、保守点検や利用状況の把握が十分に行われていない。電気自動車充電設備の管理体制の強化とともに、設備の必要性や費用対効果を含めた在り方を検討されたいということで、よろしければ、提出した方の説明をお願いします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 聞き取りの中で、電気自動車の充電設備、記載しておりますように、保守点検とか利用状況の把握等、やっぱりすべきところできてないなということがございました。ただ、どういうんでしょうか、そのときの世の中の動きということで、再生エネルギーの活用とかいうようなところで、自治体も積極的にこういう充電設備を導入してきた経過もあるわけですけども、やはり、それを本当に続けていくんであればそうであろうし、利用者が非常に少ないという中で、保守点検等も経費をかけるともいかなものかと、そこら辺りを見極めていただきたいということで提出させていただきました。以上です。

○岡本委員長 この意見に対して御討議をお願いします。御意見。（「なし」と呼ぶ者あり）なし、なしというのも困るんですけども。（発言する者あり）

じゃあ、いきなり採決を採っていいということですか。（発言する者あり）あるいは、

あれか、反対意見がないということは、異議なしということで、採用ということですか。

（「採用」「異議なし」と呼ぶ者あり）ただ、ちょっと委員長から、ちょっと文章を後で作る関係上お聞きしたいんですけれども……（発言する者あり）その前に、まず採用ということね、取りあえずこれは。（発言する者あり）採用ということで、採用ということで。

それで、ちょっと私からお聞き、これは、保守ができてないものは廃止したほうがいいという、そういう趣旨なんですかね。ちょっとお聞きしたい。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員　そういう意味ではございません。要は、充電設備の在り方というものに対して、もう廃止ももちろん含めてでありますけれども、継続するなら継続するというところもやっぱり方策として出していただいて、管理するなら管理する、やめるならやめる、そういうところも考えていただきたいということです。だから、一方的にやめるよとかいうわけではございませんので、その意味合いでございます。

○岡本委員長　きちんと方針を出して、管理するならちゃんと管理してくれと、そういう趣旨。

○岩崎委員　だけん、やめるとかやめんとかいうことも検討してくださいねということ。今の状況では、それが何か中途半端過ぎてということです。

○岡本委員長　分かりました。

近藤仁志委員。

○近藤委員　すみません、趣旨は分かりましたが、充電設備の管理体制の強化とともに、要するに廃止、継続の検討をされたいということは、ちょっと矛盾しとるけん、どちらかに統一した文言にさせてもらえたらありがたいと思います。

○岩崎委員　出したもんが言います。

○岡本委員長　岩崎昭男委員。

○岩崎委員　管理体制の強化を取ります。

○岡本委員長　そこは取られると。

○岩崎委員　はい。

○岡本委員長　そうすると、電気自動車充電設備の必要性や費用対効果を含めた在り方を検討されたいということ。分かりました、そこの部分は。

○近藤委員　次の質問。

○岡本委員長　近藤仁志委員。

○近藤委員 確認です、確認。要するに、この6基を継続して残す体制を考えてほしいと……。

○岩崎委員 じゃないです。

○近藤委員 なしに、要するに、管理体制の強化を……（「取るだけ、なしにする」「削除」と呼ぶ者あり）なし、取るか。これを、取捨の「取」のほうを取ったが。

○岩崎委員 私が勘違いしました。

○岡本委員長 削除するっていうことですよ、さっきの管理体制の強化とともにの部分。削除するということで、承りました。

そうしましたら、ちょっとここで、時間が大分たっておりますので、中途半端ではありますが、休憩を入れたと思います。10時15分まで休憩。10時15分再開いたします。

〔休 憩〕

○岡本委員長 決算審査特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、決算審査意見の取りまとめを行いたいと思います。

そうしましたら、次が、3の環境エネルギー課のじんかい処理事業、1068、69ページの⑧の意見について審議します。

読みます。鳥取県西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理施設建設費の支出は取りやめ、一般廃棄物処理施設整備基本構想の白紙撤回を組合に申し入れられたい。町は、令和6年度から「可燃ごみ減量大作戦！」に取り組んでおり、順調に成果が上がっている。可燃ごみの処理について、近い将来には、日野町と江府町が現在使用しているごみ焼却施設、クリーンセンターくぬぎの森の長寿命化と共同利用、そして、さらには徳島県の上勝町や鹿児島県の大崎町が実践しているごみ焼却を行わないごみ処理が日南町でも不可能ではないと思われるという意見です。

私が提出いたしました。このことも、もう何度も申し上げてるんですけども、特に、ただ今回、少し違うのは、やっぱり日南町、「可燃ごみ減量大作戦！」を実践されて、実際に成果が上がってるということですね。可燃ごみを減らすということが、やはり生ごみですとかプラスチックごみ、それから古紙の回収、リサイクルというのを積極的にきちんとやっていくことによって可燃ごみを減らすことは可能だと。だから私も、全く来年からゼロにしてくださいということと言わないんですけども、ここに書いてあるとおり、日南町のクリーンセンターはかなり年数がたってますけれども、くぬぎの森はまだ使うことが

できますので、令和14年度以降も。そういったものの利用もしながら焼却ごみを最終的にはなくしていくという方向でやっていくのが環境のためにもいいんじゃないかと思うので、この意見を上げました。

この意見について御意見ございませんか。

大西保委員。

○大西委員 この趣旨は、2行目のところです、白紙撤回を組合に申し入れられたいと。要するに、支出を取りやめという、ここがメインで、下は、いろんな取組の事例を言われているだけでありまして、現在もう、令和14年に向けて粛々と西部地区はやっておりますので、これについては上げる必要ないと思います。

○岡本委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 今、これだけ気候危機が進んでいる時代ですので、本気になってごみの焼却っていうのについては考えていかななくてはいけないと思っています。縮小は多少されるかもしれませんが、大型の焼却施設を造るという計画を白紙撤回を求めるということに私は賛成ですので、この意見は取り上げるべきだと思います。

○岡本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 これは掲載しないという方向でいきたいと思います。西部広域で今、大きな焼却場の工事に進めて計画をしているわけですが、その下の段にありますくぬぎの森ですね、そもそも日南町はこれに入っておりませんし、日野町、江府町にしても、これを廃止する方向で動いておりますので、このことは取り上げなくてもよろしいかというふうに思います。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。

そしたら、両方の御意見がございますので、採決を採ります。

この⑧の意見、取り上げるべきと思う方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 お一人ですので、この意見は取り上げないということになりました。

次に行きます。4番、福祉保健課、民生一般管理事務、1270、73ページ。⑨、国の施策による住民個人への給付金は、誰もが何にでも使える現金での給付を原則とすべきである。たったもポイントでの支給は、町独自の施策（国からの交付金の活用を含む）に限られたいという御意見ですが、これについては、提出……。

荒金敏江委員。

○荒金委員 国から出されている物価高騰対策の給付金ですけれども、これを早期に渡すという目的でたったもポイントで出されたわけですが、町内で買物をできないものを買いたいという人もいるわけですし、町内での買物が不自由だという人もおられるわけですから、国から出される給付金については、現金で給付するというのが原則にすべきだと思います。町内の商工業を含めた経済を回すという町独自の目的の事業については、たったもポイントを利用することもよいと思いますけれども、その辺の区分けはきちんとすべきだと思いますので、これを採用してほしいと思います。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。

これは、そしたら……。

近藤仁志委員。

○近藤委員 早いなあ。

○岡本委員長 いやいや、どうぞ。

○近藤委員 これ、上げる必要ないと思います。要するに、お金の動きですね、もらったお金をたったもポイントで町民に給付するということは、今まで現金で買物していたのをたったもポイントで買物をして、町内で使っていた現金を持って町外での買物に回すということも十分可能であります。恐らくそういう動きがあらうと思います、私は。そういった動きになろうと思いますので、私は、これは上げる必要はないと思います。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、両方の御意見がありますので、採決を採ります。

この⑨の御意見、取り上げるべきと考える方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 お一人です。そうしますと、少数ですので取り上げないということになりました。

次に、ページをめくりまして、介護保険特別会計、介護給付費準備基金積立金、1459、214ページ。

⑩、読みます。物価高騰で生活が苦しい折、介護給付費準備基金積立金を本来の目的である保険料の引下げのために利用されたい。また、日南福祉会職員の処遇改善にも活用されたいということで、提出した方、よろしければ説明を。

荒金敏江委員。

○荒金委員 235ページに介護給付費準備基金の現在高が書かれています。決算年度末

の現在高は2億1,349万5,672円です。ちょっと変則的に積み立てられてしまった2億についての扱いは、また別に検討する必要があるかもしれませんが、この介護給付費準備基金というのは、介護保険の1期3年間の間の経済を回していく、経済っていか介護保険給付を回していくというためにつくられている基金です。ですので、3年間で活用して、1期目の最後の年に余っているものは介護保険料の引下げに使う、または処遇改善に使うというのが原則の基金です。それを今までずっと、余ったお金をためてきたものをそのままにしているわけですがけれども、それを本来の形に戻していくことが必要ですし、それで福社会のサービスが十分に回っていくようにということにも使うべきお金ですので、この意見はぜひ採用してほしいと思います。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そしたら御意見ないようですので、採用という意見しか……（「押してあるよ」と呼ぶ者あり）

いや、今見えました。だから……（発言する者あり）いやいや本当に、本当に。ちょっと基金のチェックは後でしていただくとして。

荒木博委員。

○荒木委員 いや、ちょっとボタンを、委員長、ボタンを押してますから画面のほう、ちゃんとしっかり見てください。

○岡本委員長 いや、本当に。今ちょっと画面と時間差があったみたいです。（笑声）

どうぞ、発言を。

○荒木委員 要するに、この基金については、基本的には赤字の場合に補填をすることかいうことや、不測の事態のときに使用するために基金として積み立ててるわけですから、私は、これをあえて載せる必要はないというふうに考えております。

○岡本委員長 ほかに御意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

では、両方の御意見がありますので、⑩番について採決を採ります。

⑩番の意見を取り上げるべきと考える方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 お一人ですので、少数ですので、取り上げないということになりました。

次に行きます。介護サービス事業特別会計、公債費償還事務費、1337、218ページ、⑪、日南福社会へ負担金を求めるのをやめるべきである。令和6年度の実績で135万円余りの負担金を求めているが、たとえその金額でも職員の処遇改善に幾らかの寄与は

ある、処遇改善と人材確保に力を尽くすべきであるということで提出者の説明を。

荒金敏江委員。

○荒金委員 この負担金については、ずっと開所当初の約束だからということで言われてきてますし、途中からは、黒字になった部分についての割合でというふうに変更はされていますけれども、日南福祉会が始まったと当初っていうのと今では、介護給付の関係が随分変わってきてますし、実際に黒字にしていけるのは非常に厳しい状態が続いています。本当に努力をする中で、職員の処遇を少しでも下げて何とかするというふうな状態も続いているわけですので、この負担金を求めることはやめて、職員の処遇改善に向けて、職員をしっかりと採用でき、サービスが十分に提供できるように、そういう方向に行くべきだと思いますので、ぜひ取り上げてほしいと思います。

○岡本委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 使用料の負担につきましては、当初は、使用料相当の負担を求めていたんですけれども、令和4年度から福祉会との契約に基づきまして、事業活動及び施設整備等の資金収支差額の20%ということで契約として成り立っておるものでございます。ですから、ここに意見として上げるのは正しくないと思います。以上です。

○岡本委員長 ほかにございませんか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私も上げる必要はないと思います。町と福祉会、要するに一般企業としての法人であります、それとの取決めであって、これの、福祉会の処遇改善とかそういったのは福祉会のほうで考えて、また行動されて実施された上での黒字になるのか赤字になるのかが算定されて、それを町との話合いの下で決めておられるわけなんでして、処遇改善が全くそれををもって制限されているという実態は私はないと思いますので、これは上げる必要はないと思います。

○岡本委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そしたら、私のほうからちょっと荒金敏江委員に確認ですけれども、使用料を町へ支払ってる、その一方で、日南福祉会は職員の方の処遇を切り下げてる、処遇が悪くなってるという、そういう実態があるという、そういうことで間違いないですかね。

荒金敏江委員。

○荒金委員 微々たるお金になるのかもしれませんが、正職員と正職員でない職員の賞与の率ですよ、それがずっと同じ率でやってきていたんですけれども、ちょっと何

年前だったのかははっきり今覚えてないですけども、正職員以外の人の率を下げたという実態があります。率是一緒でも元の基本給が全然違うわけですから、正職員と、それ以外の職員の賞与の額の差はもともとあったわけですけども、それを下げられたっていうことで、正職員以外で頑張っている人にショックがあるということを聞いております。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。

荒木博委員。

○荒木委員 今審査しているのは、償還金3割であったのを、福祉会の状態が悪いときには今まで免除であるとか、猶予とかしてきました。そういう状態が続く可能性があるので、出た黒字に対して2割負担していただくと、そういうことに対しての審査をしておりますので、職員の給与について私たちが今ここで審議する必要はないというふうに思います。

○岡本委員長 審議というか、実態としてそういう実態があるということの説明があったので、その確認をしたまでですが。

ほかに御意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、両方の御意見がございますので採決を採りたいと思います。

⑪番の意見を取り上げるべきと考える方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 お一人ですので、この意見は取り上げないということになりました。

次へ行きます。5番、農林課、畜産振興対策事業、1165、⑫、予算に計上されていた畜産共進会出品奨励金を失念し、支払っていなかった。予算の執行は町民との約束事であり、細心の確認と確実な執行が求められる。支払い事務の確認強化と、早期に本案件の解決が必要であるということで、これを提出された方の説明。

近藤仁志委員。

○近藤委員 同様の案件が全般のほうの2番目の項目に載っているわけなんですけど、自分が審査した限りでは、農林課に対して、こういったのをちょっと指摘した関係で農林課のほうで出させていただきましたが、こういった個別の案件でなしに全般として出されるのが、そのほうが全職員に対するメッセージとなってよいというのに気づきましたので、この出されました2番目の適正な予算の執行についてという部分に繰り入れてもらっても構いませんけど、ぜひこれは載せていただきたいと思います。

それと、一番後ろにありますに、早期に本案件の解決が必要であるというのは、先般説明を受けましたので、これは必要ないと思います。

○岡本委員長 その最後の部分は削除するとして、委員の御意見としては、全般の２の部分に、この意見を何らかの形で組み込むということなんですかね。これを取り下げることではなくて、あくまでも組み込むということですか。そこを確認したいですけど。

近藤仁志委員。

○近藤委員 これを組み込むという、この場でこの項目、今、１２番の項目のときに再検討しようという委員長の発言でありましたので、私は、これを２番のほうに入れてもよいではないかという発言をさせていただきました。

○岡本委員長 分かりました。そうしましたら、じゃあ、後ほど文章をつくるときにこちらの意見も参考しながら、全般の②の意見をつくっていくという、そういう形でさせていただきたいですけども、よろしいでしょうか、それで。

○近藤委員 はい。

○岡本委員長 そうしましたら、１２番は、そのような形にします。

それでは、次に行きます。６、教育課、認定こども園管理運営事務、１５７５、１５３ページ、⑬、児童福祉法（児童福祉施設運営基準）で、保育所による保育時間は原則８時間とされている。こども園の正規職員を増やし、土曜日も平日と同様の保育時間にされたいということで、提出された方の、お願いします。

荒金敏江委員。

○荒金委員 このことについては、審査の段階でも検討していくという回答はいただいておりますけれども、基本のところは押さえておくべきだと思って意見を出しました。

１つは、児童福祉法で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準ということで、保育時間は１日につき８時間を原則とするということが書いてありまして、土曜日については何の記載もなく、当然８時間ということが原則だということです。

それと、こども家庭庁の子ども・子育て支援新制度、令和４年７月に出されたものですが、けれども、その中の認定こども園の部分でも、幼保連携型、あるいは保育所型の場合は、こちらでは原則１１時間の開園で土曜日も開園するというふうなことが書かれておりますので、原則はこれなんだということを、私はきちんと出すべきだと思ってこの意見を出しました。

○岡本委員長 ほかの委員の発言、御意見を求めますが、ございませんか。（発言する者あり）待つてという声が出たので、しばらく待ちましょうか。

荒木博委員。

○荒木委員 これは、令和6年度に土曜日が半日であったので、要するに増やすべきだということではありますが、実際にそういうことですが、それは要望なので、6年度はだったということで私はいいと思いますし、実際に保育士の数と職員の数というのは不足しているわけではありませんので、これを上げる必要はないというふうに思います。

○岡本委員長 ほかに御意見ございますか。

ちょっと何度も確認するようではすけれども、あくまでも決算審査意見は次の予算にも反映すべきものですので、採用された御意見、例えば、例えばというか、その御意見もそうですけれども、決算を踏まえて次の予算に対してということなので、別に今のことから将来のことは関係ないみたいな、そういうような趣旨の発言もあったと思いますけど、それは違うと私は思いますので、その点は踏まえていただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そしたら、一応両方の意見があったので採決を採りたいと思いますけれども。

13番の意見について、取り上げるべきと考える方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 お一人です。取り上げないということになりました。

次へ行きます。外国語教育推進事業、1572、156ページ。⑭、海外派遣事業は、保護者に高額な負担を求める事業である。したがって、義務教育課程の事業であるにもかかわらず、家庭の経済状況などが事業への参加に影響する可能性がある。国際交流はオンラインでの交流や日本国内に滞在している外国人との交流など、全ての児童生徒が無理なく参加できる事業に重点を移されたいということで、これは私の出した意見であります。

これも毎回申し上げてることなので、言うまでもないかとは思いますが、高額な負担、保護者の方、10万円以上の負担をされる場合もございますので、実際にはそういう要望はないというようなことも以前答弁でありましたけれども、お金を何とかしてくれという要望は、なかなか保護者の方としても出しづらい要望だとあります。保護者の方もそうですし、お子さんのほうもそういうところは気を遣ってなかなか出せないんじゃないかと思いますので、こういう経済的な問題が影響するようなことはやめてもらいたい。

それで、以前、私、留学生との交流をすべきというようなことで書いてたんですが、今、日南町でも外国人をたくさん迎えておりますし、これからも迎えていくということなので、別に留学生に限らず町内の外国人の方との交流ということもできるわけですから、そういった事業に切り替えていっていただきたいというふうに私は考えたので、この意見

を出しました。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 委員長、先ほどおっしゃいました留学生、国内の方、日南町にも外国人おられるので、外国等々の方と交流を進めていきたい、それはそのとおりでありますし、どんどんやっぱり国際社会になっていくわけですから、国際感覚を育む教育は当然必要であると思います。

ただ、ここで、やっぱり、この派遣事業というのは日南町の特筆する事業でもありまして、他町も大山町等々ハワイ留学もあつたりしますし、いろんな自治体が海外を目指している中であって、日南町のやっぱり特筆する事業でもありますので、あえてここで、決算審査で上げる必要はないんじゃないかと考えます。

○岡本委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 修学旅行でみんなで行けるというふうなことだったら、それはいいとは思いますが、やはり限られた人しか行けないっていうのを学校の義務教育の中でしていくっていうのはちょっと疑問に思いますので、この意見は取り上げるべきだと思います。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。

そしたら、両方の御意見がございますので採決を採りたいと思います。

⑭番の意見、取り上げるべきと考える方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 お一人です。取り上げないということになりました。

次へ行きます。日野郡ふるさと教育推進事業、1570、169ページ、⑮、3町のイベント開催はよいが、まなびや縁側における自主学習等の開催状況や講師の採用、高校生、中学生の利用状況が令和5年度より悪化している。利用者ニーズのアンケート調査も実施されず、目的に沿っていない。目的に沿った事業に見直しを検討されたいということです。

提案された方の説明、もしよろしければ。

大西保委員。

○大西委員 令和6年度、5年度も実際に何人が利用したかということも数字を出していただきました。6年度も大変期待をしておったんですが、結果的に高校生は2名、それで、中学生は18名ですが、これも講師が後半にやっと決まってということで、高校生も2名のうち1名ぐらいが参加しているという状況を聞いております。中学生も本当に、これ水曜日しか行けないような状況になっておって、もともとの目的が、日南拠点では個に応じ

た学習支援、高校生の居場所づくり等を行うと、5つの中の2つだけでも未達の状況ではないかと思いますので、今、3町でばらばらな取組をやってます。日南町のこの拠点の在り方というのを十分に目的に沿った形にもう一遍見直し、検討する必要があると思っております。以上です。

○岡本委員長 この意見に対して委員の御意見をお願いします。

荒金敏江委員。

○荒金委員 確かに、なかなかスムーズな活動にはなっていないのかもしれませんが、講師の方が後半から決まったということですか。それで、私も1回イベントがあったときに参加させてもらいましたけれども、そのときに高校生も2名、たしかあのときには来ておられたと思いますし、頑張ってやっておられるので、問題点はいろいろあるとは思いますが、この審査意見としてあえて出す必要はないのではないかなというふうに思います。

○岡本委員長 大西保委員。

○大西委員 イベントで、そうなんです。私は、イベントはいいですよと言うとるわけです、イベントは、イベント開催は。それは、日野高校が来たりいろいろするのは別に、そのミーティングやったりしとるのは知っております。ただ、あそこのまなびやの学習、3年前は、もう具体的に言いますと、英検1級の先生がいて、数学でも一緒に解きましようというて、本当に生徒同士身近な取決めをやってたそうです。今は、はっきり言ってほったらかしだそうです。それで、ほとんど参加してません。去年の夏休みも、前半だけがスケジュールあって後半全く開いてなかったというような状況も聞いてますんで、本当に、開店休業のような形になっとるわけですよ。中学生がどうやってあそこまで終わってから行くかです。ほとんど行かないですよ、バスの予約せないかんとかいうこともありました。だから、そのこと僕が提案したら、いや、逆に中学校へ出向いてやるかなということもしましたが、実際には動いてない。だから、もう一度教育課の中で、本当にお客さんは誰なんだと。高校生、中学生、そこに本当に寄り添った形のまなびやにすべきじゃないかということを思うて、ただやってるだけではないかということで、意見書として上げたいと思っております。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そしたら、よろしいですかね。

では、御意見なければ両方の御意見がございますので……。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 確かに、本当に利活用が少ないというのは実態であり、提案された方がおっしゃいましたように、だんだんと当初の目的からずれてきてるなというのが感じられるところではあります。ちょっと、そういう意味において、在り方について、やっぱり検討をしなければならないと思います。というところなんです、ちょっと文章の書きぶりがね、目的に沿っていないとかいうのは、目的には沿っておって実際に利用者もあるわけなんで、やはり、その在り方について再考してくださいというような文言のほうがいいのかなという思いはあるんですけども、そこら辺りはまた、私は上げてもいいと思いますし、書きぶりについては若干手直しが必要かなと思います。以上です。

○岡本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 すみません、ちょっと確認です、それこそ副委員長として。悪化しているというのが、この悪化というのが何ををもって、要するに、参加人数なのか内容なのか、何かその点がね、悪化しているというのその根拠というかな、もとなかなかちょっと分かりにくいので書きぶりがちょっと難しいなと思っておりますので、お願いします。

○岡本委員長 大西保委員。

○大西委員 令和5年度は事細かく月ごと、全部数字が出ております。例えば、恐らく6年度も課としては、5年度がきちっと高校生何人、中学生何人、出席の日数も全部データにしていますんで、6年度はしてないはずがないんで、逆に言えばあると思いますんで、例えば、ちょっと1時間ぐらいいただいて、その資料を、6年度実績、開催日と、中学校、高校の何日出たか、月ごとでも結構です、何日に何人じゃなしで、月ごとだけでも。5年度の実績あるんで、それと対比していただいたら数字的な低下というのはよく分かると思いますんで、委員長どうでしょうか、教育課に資料を頂く。あると思いますよ、私はそれぐらいまとめると思いますが。

○岡本委員長 ただ、ちょっと時間的な制約がございますので。（発言する者あり）まあ、もちろん。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私、この今のあれなら、悪化というのが、要するに、それに賛同する人数が減ったことが悪化したのか、それで判断していいかというのを、私とすれば、ちょっと今あれすれば、その内容が。要するに、当初の目的に沿わず、進学とかいろんな意味で目的があったわけなんです、それを求める人数が減ったからかではないと思って、その授業

内容、講義内容が当初の目的に沿っていないというのが悪化ではないかと思ったので確認したわけなんですけど、だけえ、この人数で悪化というのは若干私は違うような気がしたもので、その内容についてどういう書きぶりにしたらよいのかなというのをちょっと確かめたくて質問したわけです。

○岡本委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、中身というよりも、やはり数字的に5年度実績と6年度実績、聞いてる範囲では悪化してるんですよ。高校生も2名、Aさん、Bさんですけど、Bさんはほとんど行っていない、本当かと。Aさんがちょこちょこ行ってます。そういうような形がありますので。それで、中学生が18人、従来よりも多いんですね、令和、たしか5年度よりも。ただし、参加者がどれぐらい出てるんかと。だから、数字を見ないと言えないんで、だから、もう一度言いますと、5年度の実績は、もう日ごとの数字は出てますので、月ごと、年間。だから、6年度もデータとしては課としては取ってるはずなんですよ。だから、それを要求すればすぐに出てくると思う、1日、2日かかるような問題じゃあ、もし作ってなかったら逆におかしいです。月々の講師の講師料も払うときに、何日出勤したんだと、そして払ってる。何人生徒が来たんだ、活用したんだということも分かってるはずなんで。

○岡本委員長 ごめんなさい、大西委員。

○大西委員 はい。

○岡本委員長 大西委員の資料があるということは、もちろん教育課にはあると思います。ただ、今議論になってるのは、近藤委員は数字の問題でないということをおっしゃっていて、ただ、意見を提出された大西委員は、あくまでも数字の問題だということで、そこに意見の対立がありますので。

大西保委員。

○大西委員 先生がね、今日は英語にします、そなんじゃないんです。自主学習の場で、先生、この数学解きにくい、こうですよ言うたやつは一緒にやりましょう、そういうことなんです。ちょっと英語でこうこうと、要するに、自主学習の場所を求めるのが一番なんですね。個に応じた学習支援と。支援ですから、今日英語しますよ、国語しますよじゃないんですよ。ちょっと先生、こういうことで勉強したいんだと。特に英語がよかったと、過去3年ほど前は、いうことを聞いとるんでね。じゃあ、今はどう、今は言えません、令和6年はどうだったんだと。講師も後半しかいない、それで開いていないときが多かったという声を聞いとるわけですよ。だから、それを具体的に、まずは数字で出すのが、出席

いうんか人数なんですね、出席。それで中身は次の段階で。いや、いろいろやと思いますよ。

○岡本委員長　いかがでしょうか。

意見を提出された大西委員の意見の趣旨は今説明していただいたので、そういうことだと思いますので、いかがですかね、それに沿って取り上げるかどうかということ在这里で決めるということになると思いますが。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員　お話を聞くと、やっぱり塾としての当初の目的と、何か、その後この3町による拠点交流ということで、これ、いわゆるイベントですよ。何かイベントはいいがつていう、そのイベントというのは新たに、またもともとあった塾の本来の設置の目的と何か方向性がずれてしまったような気がするんですよ。そこら辺りの、本来の塾として、勉強の、いわゆる補習とかですね、そういうよう位置づけとかであればいいんですけど。私が思うのが、在り方っていうのが本当にそうなの、元は、それをもう一回確認していただきたいなという思いはあります。イベントというのはちょっと違うんでないかなと思うんですけども、どうでしょう。ちょっとその辺あたりは、本当に教育課としてどうなのかっていう追加聞き取りでもせな、よう分からんなという感じになりますね、この件についてはね。

○岡本委員長　なるほど。そうしましたら、どうしたら、どうするのがいいですかね。資料請求というお話と追加聞き取りというお話は出てるわけですが。（発言する者あり）だから、どうしますかね。（発言する者あり）いろいろやり方はあると思うんですけども、追加聞き取りが必要で、ちょっと追加聞き取りは不可能ではないかもしれませんが、まだ来週も予備日はあるので。意見取りまとめをうんと後に回すとか、あるいは、今日も午後からということで可能性はなくはないですけども。ちょっと保留、取りあえず今保留で、ちょっとこの15については。

先に進みます。最後の16番のほうに。よろしいですかね、それで。16番に、すみません。学校給食運営事務、1240、176ページ、⑯、憲法に定められた義務教育無償の原則へ近づけるため、小・中学校の給食費の負担軽減、さらには無償化を実施されたいということで、提出された方の説明、よろしければお願いします。

荒金敏江委員。

○荒金委員　小・中学校の給食費の無償化って、特に小学校の給食の無償化っていうこと

が、いつとき国のほうでも話が出ておりましたが、ちょっと今、情勢が変わってどうなるか分からない状態ではありますけれども、小学校に上がった途端に給食費の負担が重くのしかかるということで、非常に待っている方も多いですので、ぜひこの意見は採用して、上げてほしいと思います。

○岡本委員長 ほかの委員の方の御意見ございませんか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 以前、これ保護者の方にアンケートを取られて、それで、やはり食べるもの、給食代ぐらいは払ってもいいよというアンケートが多かったり、例えば無償になって質が下がるようであれば、今払ってるような形で払ってもいいし、少し補助もしてますし。それから、国のほうも、やはり無償化に向けた動きっていうのが少しあるようですので、もう少し様子を見るべきかなと思うし、当然、ここに書いてある無償化実施されたいということはあるんですけども、決算審査で上げる必要はないんじゃないかなと考えます。

○岡本委員長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

そしたら両方の御意見ございますので、取り上げるかどうか採決を採りたいと思います。

⑩番の意見について取り上げるべきと考える方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 お一人です。これは取り上げないということになりました。

そうしましたら、これで一通り、⑮番以外は採用するかどうかということが決まりました。

ここで、11時15分まで休憩を取りたいと思います。再開を11時15分とします。

〔休 憩〕

○岡本委員長 決算審査特別委員会を再開します。

休憩前に引き続きまして、決算審査意見の取りまとめを続けたいと思います。

そうしましたら、休憩前に保留になっておりました⑮日野郡ふるさと教育推進利用について、改めまして、委員の方の意見をお願いします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 6年度の当初予算の説明資料を見ますと、この日南拠点では、一つには個に応じた学習支援、2つには地域資源を活用した探求学習、3つ目として様々な人たちとの交流、4番目としてキャリア教育ということで、5つ目が高校生の居場所づくりという5つの項目が上がっております。その中で、やはり全部が均衡にできてないというのは実際

にそうだと思いますが、その一部は実施はされておるということでもあります。そこら辺りにつきましては、やはりもうちょっと調査が必要なのかなと。今回の意見で上げるとすれば、もう少しやっぱり総務教育あたりの委員会のほうで調査をしてやるのが正しいのかなと思います。ということでございます。特にここで今回は取り上げずに、どうでしょうか。そういうふうに思いました。

○岡本委員長 大西保委員。

○大西委員 今、岩崎委員のほうから言っていて、やはり調査すべきだということで、いわゆる具体的には総務委員会で調査するということですので、私としてはこの意見は取り下げたいと思います。

○岡本委員長 分かりました。そしたら、意見を出された大西委員が取り下げるといって、それで総務委員会での調査ということをしていただくということになりましたので、⑮番については取り上げないということにいたします。

そうしましたら、これで一通り全て意見を採用するかどうかということが決まりました。いかがいたしましょうか。文言について、もう一度ちょっと皆さんの意見をお聞きして、文言作成のほうにしたいと思いますがどうですか。それとも……。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 文言につきましては、それぞれの委員が意見として出しております。これをずっとやっていくというのはなかなか、たたき台としてあるのはいいんですけども、ある程度、委員長、副委員長のほうで精査いただきまして、それを基に議論したらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡本委員長 分かりました。では、まず、委員長、副委員長で精査せよとのことでしたので、そのようにさせていただきます。それで改めて提案させていただいて、また議論をするという。

そうしましたら、再開をどうしましょう。（「2時から」と呼ぶ者あり）2時でよろしいですか。じゃあ、再開を午後2時といたしますので、それまで休憩いたします。

〔休 憩〕

○岡本委員長 それでは、決算審査特別委員会を再開します、午後の決算審査特別委員会。

午前中に引き続きまして、決算審査意見の取りまとめを行いたいと思います。

それでは、初めに、お手元に紙でお配りしておりますが、正副委員長で取りまとめました意見書の案について、最初に、これを1つずつ読んで皆さんの御意見あるかないかとい

うことを確認させていただきますので、順番にやっていきます。

それでは、初めに、全般の①、主要施策の成果及び財産に関する調書の期日について。主要施策の成果及び財産に関する調書による決算審査するに当たり、当初予算附属資料の項目が削除・統合されており、審査しにくくなっている。できる限り当初予算附属資料と調書の項目をそろえ、対比しやすくされたい。

という案ですけれども、この案について御意見をお願いします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なし。（「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）よろしいですか、何かあればですけども。（「クエスチョン出てる」と呼ぶ者あり）クエスチョン出てる。大丈夫ですか、あれば。どうですかね。もしかして、その1行目の「調書による決算審査するに当たり」ですけども……（「審査をか」と呼ぶ者あり）じゃあ、そこに「を」を入れましょうか。（発言する者あり）

じゃあ、お願いします。

荒木博委員。

○荒木委員 それじゃあ、2行目の「調書による決算審査するに当たり」と、これでもいいんですが、決算審査をするに当たりというほうが何かスムーズな感じがいたしますので。（「1行目だな」と呼ぶ者あり）

○岡本委員長 そしたら、1行目のそのどこ「調書による決算審査するに当たり」を「決算審査をするに当たり」というふうに変更したいと思いますが、御異議ございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、そのように。ほかにはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、この項目は、その1か所を変更するということでやります。

次に、全般の②、適正な予算計上と執行について。後期高齢者医療特別会計歳入決算書において、繰越金が予算計上されていなかった。出納閉鎖後に繰越金が確定したら直近の議会において補正を行い、予算の適正性を確保されたい。また、農林課の畜産振興対策事業においては、畜産共進会出品奨励金が交付されていなかった。予算の執行は町民との約束事であり、細心の確認と確実な執行が求められる。今度は、予算計上と執行の整合性を徹底することを強く求めるというのが正副委員長の案ですが、この項目についていかがでしょうか、御意見ございませんか。

大西保委員。

○大西委員 ちょっと最後の文なんですけど、私はちょっと「予算計上と執行の整合性」

という、この「整合性」という言葉は私は要らないんじゃないかと。要するに計上と執行を徹底することで、整合性という、あえて要るかなと感じますが。（「要らないですね」「なくていいと思います」と呼ぶ者あり）

○岡本委員長 予算、整合、ということは、執行をか。だから、「の整合性」と4文字を取るという、削除するということですか。「の整合性」という4文字を削除して、「予算計上と執行を徹底することを強く求める」という案ですが。（発言する者あり）「予算計上と執行を徹底する」、「を」が2つ、そうですね、2つありますが。徹底するよう強く求めるとかですか、「を」を使わないでやろうとすると。（「いやいや、だから、もう徹底することで締めたほうが。強く求めるじゃなく」と呼ぶ者あり）徹底することで締める

と。

ごめんなさい、ボタンを押して発言してください。

大西保委員。

○大西委員 「予算計上と執行を徹底すること」でどうでしょうか。

○岡本委員長 そこで止めるということですね。

○大西委員 はい。

○岡本委員長 最後の6文字も削除。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 「予算計上と執行を徹底されたい」。

○岡本委員長 予算計上と執行を、なるほど、徹底されたい。それでいいですか。

もう一度最後の一文を読みますけども、「今後は予算計上と執行を徹底されたい」。これでよろしいですか。

大西保委員。

○大西委員 私はね、ほかのことは検討とかこうしなさいと言うてるけど、この予算と執行はもう徹底しないとこれ駄目でしょう。これは徹底するですよ、これをされたいなんて、それはされたいことは、逆に言うたらしなくてもいいよというファジーになってしまうので、ここは強く。予算計上と執行は確実にやりなさいということを言い切らないといけないと思うんですが。だから、徹底することで止めてはどうでしょうか。

○岡本委員長 なるほど。どうでしょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

よろしいですか、そしたら、じゃあもう一遍読みますね。最後の一文を、「今後は予算計上と執行を徹底すること」とすると。（発言する者あり）

じゃあ、よろしいですかね、御異議ございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そのようにさせていただきます。

じゃあ、2番目は終わりました、次が全般の③、読みます。町職員の確保と配置について。職員数が不足し、一部施策においては十分に事業執行ができていなかった。特に訪問型サービス事業では、家庭訪問の実施や介護認定調査業務に遅延が発生し、住民サービスの低下につながる深刻な課題となっている。限られた人員を効果的に配置する方策や専門人材の確保・育成に早急に努められたいということですが、この案について。（「いいじゃないですか」と呼ぶ者あり）よろしいですか、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、御異議なければこの案を最終案というふうにさせていただきます。

次が一般会計のほうに入っていきます、まず、1番、地域づくり推進課、企画一般管理事務。平成30年からモンゴルゾーンモド市と文化交流や労働力の確保を目的に事業推進してきたが、課題で、外国人材活用についてもその可能性があるのか、困難であるのか、方向性を定めるとある。令和6年度は、病院、日南福祉会ともモンゴル以外の国からの介護人材活用を推進している。モンゴルからの人材活用について、やめることを含め早期に内容を精査されたいという案ですが、いかがでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 小さなことです。平成30年からじゃなくて、平成30年度、これは年度ですかね。下のほうは令和6年度という年度、年度、やはり合わせた方がいいと思いますので、細かいことです。

○岡本委員長 年度で、そうですね、「度」を入れるということで、分かりました。

ほかにございませんか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 モンゴルとゾーンモド市の間に中黒を入れたら。

○岡本委員長 そうですね。モンゴル・ゾーンモド、そのほうが良いと思います。

ほかにございませんか。

それで、正副委員長で案をつくるときに、ちょっと確認が必要だなと思ったんですけれども、この意見を出された大西保委員として、人材活用をやめるっていうことを検討するということなのか、それとも人材活用も、文化交流もやめてしまったほうが良いということなのかって、提案したこの文だと、人材活用についてやめることを検討っていうことに

なってるんですけども。

大西保委員。

○大西委員 私は人材活用だけです。というのは、現在もモンゴルから来ていただいています方が、文化交流中心に活躍していただいていますので、それは継続してやるべきであって、介護人材の件については、もう外すというのが主体なんで、人材活用だけです。

○岡本委員長 分かりました。この案で、そしたら意味が通ってる、意図が通ってるということですね。

○大西委員 はい。

○岡本委員長 そしたら、ほかに御意見は。御意見、御提案等ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なし。そしたら、この意見は、じゃあ、先ほど「度」を入れるということと、モンゴルとゾーンモドの間に中黒を入れるということで、その2点の変更をさせていただきます。

そしたら、裏に行きまして、2、環境エネルギー課、新エネルギー推進事業。町内に電気自動車充電設備を6基設置しているが、道の駅の1基を除く5基については、保守点検ができない状況である。廃止・継続について、必要性や費用対効果等、在り方を検討されたいというのが案ですけれども、いかがでしょうか。何か御意見あれば。（「なし」と呼ぶ者あり）異議ございますか、異議というか。（「いいじゃないですか」と呼ぶ者あり）何か。もちろん。

近藤仁志委員。

○近藤委員 1点、廃止と継続ってどちらが前へ出るもんだらあか。それがちょっと分からんもんで。継続が前かなと思ったもんで、ちょっと矢印を私の文章には書き直した。

○岡本委員長 ごめんなさい、そうだったんですか、分かりました。委員長それを見落としておりました、すみません。

そうすると、最後の文章が、継続・廃止について必要性や費用対効果等、在り方を検討されたいと。そういうことですか、分かりました。それは、じゃあ修正いたします。廃止と継続を入れ替えると。

ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですかね、提案者の方も納得されてますか。（「いいじゃないですか」と呼ぶ者あり）意見の提案者の方も大丈夫ですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）いいですか。

じゃあ、ほかに御意見なければこの案で。

荒金敏江委員。

○荒金委員 今のところじゃないですけどいいですか。

○岡本委員長 結構ですよ。

○荒金委員 全般の③の2行目、特に訪問型サービス事業ではというふうに書いてあるんですが、訪問型サービス事業っていうとヘルパーとか訪問リハビリとか、何かそういうのも入ってしまうような気がするんですけど。そういう部分も人手不足なのはそうなんですけど、この家庭訪問の実施や介護認定調査業務に遅延っていうのは、サービスを受けたいと思って福祉保健課に申請したときに、その対応をするのに時間がかかるっていう意味の話だったと思うので、具体的にどういう言葉がいいのかはちょっと思いつかないんですけど、この訪問型サービス事業っていう言葉は、ちょっとふさわしくないかなと思うんですが。

○岡本委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これは、決算附属資料の198ページなんですけども、その一番上の事業名、事業名を書いているという意味です。ですから、具体的な、一般的に言う訪問型サービスという内容ではなくって事業名として書いておりますが、そこら辺がちょっと誤解を生むところでは確かにあるかもしれませんね、どうでしょうか。ちょっと私もどういうふうに記載すべきか、ふと思い浮かばんですけども。

○岡本委員長 ということですが、どうでしょうか。委員の皆さん、御意見は。何か。

大西保委員。

○大西委員 ③は、町職員の確保ってもう全体のことで、具体的に中に訪問サービス業務になってますが、全体はそうなんですけど、この町職員の確保と配置についてのところに、訪問サービス事業は特に早急にしなければならないことであれば、町職員の確保と配置についてを訪問型サービス事業とかいう形でしたらまずいでしょうかね。全体って言うたら、もう町職員全体のことを言うてるんだけど、特に訪問型サービス事業でその課題が出たんで、聞いてですね、後で。だから、逆に。これ全般だからね、ちょっと難しいところですけど。

○岡本委員長 むしろ最初にあった案では、いろいろなことが、鳥獣対策とかいろんなことが書いてあったのを、あんまり書かずに1個だけ例を挙げようということで、訪問型サービス事業というふうにしたので、その辺はどうなんですかね、ほかの方も意見をお聞きしたいと思いますけれども。

近藤仁志委員。

○近藤委員 十分理解はしてないわけなんですけど、要するに、訪問型サービス事業のうちのいうことでしょう。だけえ、訪問型サービス事業のじゃいけんだかいな。（発言する者あり）はい、ほんなら替わります。

○岡本委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 198ページの、この地域包括支援センターの人員体制ですね、メインがね。だから、そこんところを、どうだろう、地域包括支援センターでは、か。

○岡本委員長 なるほど。

○岩崎委員 センター事業。はい。（発言する者あり）センターの事……（「事業概要だけ」と呼ぶ者あり）うん、ああ、いけんかな。でも何か、そういうふうにすれば、介護サービス全体ではないよというのが、一般的に言うね、何か、どうでしょうか、荒金委員、お詳しいんで、そこら辺どうでしょうか。

○岡本委員長 ということですけど、つまり、「特に地域包括支援センターの事業では」という感じですかね。いかがですかね。何かほかに案があるなり、これでいいなり。

近藤仁志委員。

○近藤委員 岩崎委員がおっしゃったように、地域包括支援センターという名前にくくったほうがよいとは思いますが、そのセンターの後ろが、要するに事業なのか、この「人員体制では」にするのか、どっちがいいかということに考えます。皆さん方の意見を頂戴したいと思います。

○岡本委員長 つまり、「特に地域包括支援センターの事業では」とするか、「特に地域包括支援センターの人員では」、もしくは「人員体制では」とするかということですかね。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ほんなら、「特に地域包括支援センターの事業では」で、さらっと文章がつながりませんか。「支援センターの事業では」と。

○岡本委員長 「では、家庭訪問の実施や介護認定調査業務に遅延が発生し」、つながりますけども。

○岩崎委員 ですね、それで。（発言する者あり）

○岡本委員長 よろしいですか、荒金委員、最初におっしゃりましたが。

○荒金委員 いいです。

○岡本委員長 いいですか。

ほかの委員の方も、じゃあ、御異議がなければ、その部分を、そしたら、特に地域包括支援センターの事業では、家庭訪問の実施や介護認定調査業務に遅延が発生し、住民サービスの低下につながる深刻な課題となっているというふうに、その一文をそうさせていただきますということ。

じゃあ、ほかに全体、どこでもいいですけども何かあれば御意見、御提案など、どうでしょうか。よろしいですかね。よろしいですか。

そしたら、じゃあ、修正部分を直しますので一旦休憩を取ります。再開を2時40分といたします。

〔休 憩〕

○岡本委員長 決算審査特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、決算審査意見の取りまとめを行います。

お手元に、先ほど提案いただいた修正を反映した決算審査意見の資料があると思います。それで、一つ、委員長のほうで用語の正確性ということで、正確な用語に2か所直させていただきます。いただいている部分がありまして、というのは、全般の①の2行目と3行目、「当初予算附属資料」とあったところを、正確な用語で「当初予算説明附属資料」というふうにさせていただきました。それは、先ほど皆さんからの御意見にもありましたけども、ちょっと委員長がそのように判断して直させていただきましたので、御了承というか、その上での案を読み上げ……。もういいですか。ちょっと修正箇所をそしたら確認いただいて、よろしいでしょうか。追加の修正、削除など提案ございましたら。よろしいですか。（発言する者あり）決算審査をするに当たりというふうに。（発言する者あり）そうですね、決算審査をという提案だったと思ったんで、そのように修正いたしました。よろしいですか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、以上で意見の取りまとめ終了したいと思います。御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、先ほどまでに各会計の令和6年度決算について、十分な質疑、意見交換を行ってまいりましたが、これからは各案につきまして、討論、採決を行いたいと思います。

今回の審査意見は、全般と各事業への意見があります。全般の意見については、全ての会計にわたって留意を促す意見として扱います。ただし、これから行う各会計の決算認定の採決について付すべき意見とするのは、各事業への意見のみとしたいと思います。こ

れに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、これから各議案、議案ごとに討論、採決行ってまいりたいと思います。

まず、議案第67号、令和6年度日南町一般会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があればこれを許します。

荒金敏江委員。

○荒金委員 一般会計の決算に反対します。内容については本会議で述べます。

○岡本委員長 次に、賛成者からの発言を許します。ございませんか。（発言する者あり）いいですか。

そしたら、討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第67号、令和6年度日南町一般会計決算認定について、意見を付して認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 挙手多数です。よって、本案は、意見を付して認定すべきものとして決定しました。

次に、議案第68号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があればこれを許します。

荒金敏江委員。

○荒金委員 国保会計についても反対の立場です。理由は本会議で述べます。

○岡本委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第68号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

次に、議案第69号、令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があればこれを許します。

荒金敏江委員。

○荒金委員 介護保険特別会計の認定に反対します。理由は本会議で述べます。

○岡本委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第69号、令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

次に、議案第70号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があればこれを許します。

荒金敏江委員。

○荒金委員 介護サービス事業特別会計の認定に反対します。理由は本会議で述べます。

○岡本委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第70号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

次に、議案第71号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があればこれを許します。

荒金敏江委員。

○荒金委員 後期高齢者医療の決算認定に反対します。理由は本会議で述べます。

○岡本委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第71号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岡本委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

次に、議案第72号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

次に、議案第73号、令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

次に、議案第74号、令和6年度日南町下水道事業会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

次に、議案第75号、令和6年度日南町病院事業会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

結果を報告しますが、結果として、議案第67号は賛成多数で認定、第68号は賛成多数で認定、第69号は賛成多数で認定、第70号は賛成多数で認定、第71号は賛成多数で認定、第72号は全員一致で認定、第73号は全員一致で認定、第74号は全員一致で認定、第75号は全員一致で認定ということで報告させていただきます。

以上で本委員会に付託された9議案について審査を終了します。

9月4日以来、長期にわたりまして、委員の皆様には熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、ただいま審査を終了することができました。皆様の御協力に感謝いたします。

9月25日に予定されています本会議には、私から報告させていただきますので、よろしく願いいたします。本当に長い間ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日
委員長

副委員長